様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 　　　2025年　　6月　　4日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） わだせいこうかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 和田精工株式会社  （ふりがな）わだ　かずひろ  （法人の場合）代表者の氏名　和田　一宏  住所　〒590-0007  大阪府堺市堺区北庄町２丁３番１１号  法人番号　2120101007847  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 和田精工株式会社「DX戦略」 | | 公表日 | 2025年　　6月　4日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページに掲載  公表場所  当社HP⇒自社の取組：https://wtw.co.jp/  DX戦略PDF：https://wtw.co.jp/wp-content/themes/uniontheme/img/DX2025.pdf  記載箇所：「DX取組宣言」「経営ビジョン」  記載ページ：P2、P3 | | 記載内容抜粋 | ＜経営ビジョン＞  **サプライヤーから、新しい需要を創出する「課題解決型デジタルファクトリー」へ**  私たちは、失敗を恐れず常に新しいことにチャレンジし続けます。その過程において得られた様々な知⾒、デジタル技術、データ活⽤のノウハウを社内に取り込み、それらを統合してお客様の課題を解決できる「課題解決型デジタルファクトリー」として、これまでにない新しい需要や製品を創出するメーカーへと発展します。そして、従業員や協⼒⼯場が豊かな⽣活設計を考えられる事業創りにまい進します  ＜ビジネスモデルの方向性＞  和⽥精⼯にはお客様の「想い」を実現するシステムがあります。それは、お客様の⼆⼀ズに応える提案⼒と品質カです。和⽥精⼯が提供するのは単なる部品ではなく、お客様に満⾜と安⼼をお届けするテクニカパーツなのです。当社は製品の取り扱いにとどまらず、蓄積したノウハウを⽣かし、DXに取り組むことにより、企画、設計、⾦型製作、製品製造、メンテナンスとトータルなサービスを提供し、顧客や社会のニーズにマッチした⼀歩先⾏く特注製品(オンリーワン製品)を創出し、製販⼀体のビジネスモデルに変⾰してまいります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 和田精工株式会社「DX戦略」（2版）は取締役会において承認のうえ公表している。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 和田精工株式会社「DX戦略」 | | 公表日 | 2025年　　6月　4日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページに掲載  公表場所：  当社HP⇒自社の取組：https://wtw.co.jp/  DX戦略PDF：https://wtw.co.jp/wp-content/themes/uniontheme/img/DX2025.pdf  記載箇所：「DX戦略」  記載ページ：P4 | | 記載内容抜粋 | 和田精工は、新しい需要や働き方を創出する「**課題解決型デジタルファクトリー**」として、製販一体のビジネスモデルに転換するために、以下のようなDX戦略を実施します。  **戦略①お客様の課題解決DX：新しい需要に対応する自社新製品開発**  お客様の要求仕様等をデータ化し、CRMや営業ツールで一元管理し分析することにより、想いを形にする提案営業を実践し、和田精工がこれまでやったことのない新市場を開拓して売上を拡大します。  **戦略②社内の課題解決DX：働き方改革**  従業員の勤怠データをBIツール等を利用して分析し、資源の有効活用・配置の最適化、休暇制度の充実を行い、有給休暇取得率の向上を目指します。  **無人工場の実現**  工場内のラインから稼働データを取得し、リアルタイムに生産状況を把握できる環境を整備し、安全対策、技術開発、設備メーカーとの連携を進め、無人化の推進による生産効率(生産額／作業時間)を向上します。  **戦略③お客様、協力工場、自社工場を含めたサプライチェーンDX**  従業員のスケジュールや協力工場の状況をスマホアプリ等で情報共有し、ダッシュボードでリアルタイムに見える化し、稼働状況を可視化し全体の進捗と物流の最適化を図ります。また、需要予測データと生産能力データを統合し、最適な生産計画の立案に生かします。  **戦略④人材育成DX**  ベテラン技術者の動作を動画マニュアルとして共有化を図り、製造現場従業員の多能工化を促進します。さらに、DXリテラシー教育、DX推進人材教育を実施し、社内におけるデジタルスキルの向上を図ります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 和田精工株式会社「DX戦略」（2版）は取締役会において承認のうえ公表しています。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページに掲載  公表場所：  当社HP⇒自社の取組：https://wtw.co.jp/  DX戦略PDF：https://wtw.co.jp/wp-content/themes/uniontheme/img/DX2025.pdf  記載箇所：「DX推進体制」「DX戦略」  記載ページ：P5、P7 | | 記載内容抜粋 | 和田精工株式会社は、社長（実務執行総括責任者）を中心として、DX推進プロジェクトを組織し、定期的にDX戦略の進捗を管理しながらDXを推進してまいります。  また、必要なデジタル人材の育成も品質マネジメントシステムに組み込み教育計画を立案し、 DX推進プロジェクトを中心に確実に実施します。  戦略④⼈材育成DXとして、ベテラン技術者の動作を動画マニュアルとして共有化を図り、製造現場従業員の多能⼯化を促進します。さらに、DXリテラシー教育、DX推進⼈材教育を実施し、社内におけるデジタルスキルの向上を図ります。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページに掲載  公表場所：  当社HP⇒自社の取組：https://wtw.co.jp/  DX戦略PDF：https://wtw.co.jp/wp-content/themes/uniontheme/img/DX2025.pdf  記載箇所：「デジタル環境整備」  記載ページ：P6 | | 記載内容抜粋 | 和田精工株式会社は、DX推進のために毎年売上の0.5％を投資します。これまで利用している既存システムを見直しながら活用を促進していきます。また、新規システムの導入やネットワークを構築して、会社全体のDXを推進していきます。  ＜既存システム＞  生産管理システム／自動装置システム／AI検査装置／３DCAD  ＜新規システム＞  新規受発注システム／３DCAD／物流・輸送コストの最適化のための情報共有の仕組み構築／協力工場との連携を管理できるスマホアプリ |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書など）の名称 | 和田精工株式会社「DX戦略」 | | 公表日 | 2025年　　6月　4日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページに掲載  公表場所：  当社HP⇒自社の取組：https://wtw.co.jp/  DX戦略PDF：https://wtw.co.jp/wp-content/themes/uniontheme/img/DX2025.pdf  記載箇所：「KPI（目標値）」  記載ページ：P7 | | 記載内容抜粋 | DX戦略の達成状況を測る指標として下記を定めます。実行計画を立案したうえで、取り組みを行い、各部署ごとに目標値の達成状況を月1度評価を行いながら目標達成できるようPDCAサイクルを回していきます。  戦略①お客様の課題解決DX：新しい需要に対応する自社新製品開発：2028年末：新市場売上の売上比率20％  戦略②社内の課題解決DX：1)働き方改革：2028年末：有給休暇取得率（2024年比）10％UP  2)生産性の向上：2028年末：無人化の推進による生産効率を現状の30％UP　(生産額／作業時間)  戦略③サプライチェーンDX：1)物流・輸送コストの最適化：2026年末：情報共有の仕組構築  2)協力会社間における生産状況の可視化：2028年末：協力会社の納期回答の可視化のシステム導入（2026年社内テスト、2027年に一部協力工場に導入）  戦略④人材育成DX：1)従業員の多能工化、ノウハウの可視化と情報共有：2028年末：従業員の多能工化 90％  2) DXリテラシー教育、DX推進人材教育：2028年末：デジタル人材５人養成 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2025年　　6月　4日 | | 発信方法 | 公表方法：「DX戦略」を当社ホームページに掲載  公表場所：  当社HP⇒自社の取組：https://wtw.co.jp/  DX戦略PDF：https://wtw.co.jp/wp-content/themes/uniontheme/img/DX2025.pdf  記載箇所：「社長（実務執行総括責任者）メッセージ」  記載ページ：P8 | | 発信内容 | はじめまして、和⽥精⼯の和⽥⼀宏です。  幣社の創業は1934年、今から90年前のことです。当時は⾃転⾞の部品を作っていたそうです。創業者の祖⽗は、とにかく新しいものが⼤好きで「他より早く、新しい機械を⼊れ」て、「他にはないものを納める」を信条にし、いちはやくＪＩＳ表⽰許可⼯場となり品質向上に努めました。  ～中略～  そして、私は2023年に社⻑に就任し3代⽬となりました。新型コロナ禍では、厳しい環境の中を乗り切り、次の時代のモノづくり企業のあるべき姿を実現するために、和歌⼭にクリーンルームを備えた新⼯場を建設しました。また、同時に新規事業プロジェクトを⽴ち上げ、⾃動化、ロボット化に積極的に取り組み、検査⼯程の無⼈化等⼀定程度の成果が上がるようになってきました。これで堺・⾙塚・和歌⼭⼯場ができ、ベアリングと樹脂加⼯のノウハウを⽣かした、⽬指すべき「課題解決型デジタルファクトリー」になるための基盤が整ったと思っています。  ～中略～  幣社のDXの⽬的は、「課題解決型デジタルファクトリー」として、⾃動化を進めみんなが明るく永く働ける世界、新しい需要を創りサプライチェーン全体の最適化ができ、地域が繁栄していく共存共栄の世界を創ることです。和⽥精⼯のDXにご期待ください。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年　　1月頃　～　2025年　5月頃 | | 実施内容 | 経営者のリーダーシップの下で、「DX推進指標」による自己分析を行い、デジタル技術に係る動向や自社ITシステムの現状を踏まえた課題の把握を行ったうえ、IPAの自己診断結果入力サイトより入力しています。  提出日：2025年5月15日 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年　1月頃　～　　継続実施中 | | 実施内容 | SECURITY ACTION制度に基づき、二つ星の自己宣言を行っており、自社の情報セキュリティ対策を実施している。  2025年４月  自己宣言ID：40121405498： |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。